

米国の公共図書館における 政府情報・電子政府関連サービスの実情

◆公共図書館の価値への期待と政府業務の縮小とのはざままで

古賀 崇

1 はじめに

米国では18世紀より、政府刊行物を国内の図書館—ただし後述のとおり、公共図書館に限らない—に無償で提供するしくみとして確立されたものである「連邦政府刊行物寄託図書館制度(Federal Depository Library Program: FDLP)」が運用されている。我が国の図書館界では、政府刊行物の公共図書館などへの提供に関してFDLPを有力なモデルとして捉えることが多い¹⁾。ただし近年の米国では、FDLPとは別の枠組みで、公共図書館における政府情報へのアクセスの意義が認識されつつあることに、注意を要する。具体的にいえば、「連邦・州・地方政府レベルでの電子政府上の情報・サービスにアクセスする場としての公共図書館」という意義であり、しかも「公共図書館だからこそ地域住民が電子政府に確実に、かつ安心してアクセスできる」という点が認識されつつある。一方、財政難を背景に政府の業務縮小・人員削減の手段として電子政府のサービスが拡大し、公共図書館はそのサービスを提供する役割を押しつけられている、という側面もあらわとなっている。

本稿ではこうした点を踏まえ、米国の公共図書

館における政府情報・電子政府関連サービスの実情について概説を試みる。

2 「寄託図書館制度(FDLP)」を めぐる現状

筆者の前稿と重なる点も多いが^{2) 3)}、まずFDLPの概要と現状をまとめてみたい。

FDLPは連邦議会の傘下にある政府印刷局(Government Printing Office: GPO)が連邦政府の刊行物を一括して取りまとめ、全米各地で「寄託図書館」として登録された各館種の図書館に無償で寄託する、というしくみとして運用されている。2009年7月時点で1240館の寄託図書館が存在するが、館種別に分類すると表1のとおりとなる。

この分類を見ると、実際には大学図書館が7割と大きな比重を占めており、公共図書館は全体の17.6%に過ぎない。もっとも、FDLPを規定する印刷法(合衆国法規第44編第19章)第11条では、大学図書館などであっても寄託図書館は一般に公開されなければならない、と定められている。しかし実際には大学での研究資料として寄託図書館の資料が用いられる度合いが強い、との指摘がある⁴⁾。

また、各寄託図書館では従来、寄託資料としての政府刊行物を扱う部門を「政府資料部門(Government Documents Section)」といった名称で独立して設置する傾向が強かった。これは

こが たかし：京都大学附属図書館研究開発室

キーワード：政府情報、政府刊行物、電子政府、アメリカ合衆国、公共図書館

表1 FDLPに参加する寄託図書館の館種別内訳

(2009年7月31日現在)

館種	数	割合 (%)	
大学図書館総計	870	70.2	
内訳	大学図書館 (一般)	654	52.7
	コミュニティ・カレッジ図書館	60	4.8
	法学図書館	156	12.6
連邦政府機関図書館	42	3.4	
連邦裁判所図書館	13	1.0	
公共図書館	218	17.6	
士官学校図書館	4	0.3	
州最高裁判所図書館	36	2.9	
州立図書館	42	3.4	
専門図書館	15	1.2	
総計	1,240		

出典：以下のデータベースでの、「Library Type」に関する検索結果をもとに筆者作成。

U.S. Government Printing Office. Catalog of U.S. Government Publications. "Locate a Federal Depository Library (FDL)". <http://catalog.gpo.gov/fdlpdir/FDLpdir.jsp>, (accessed 2009-07-31).

GPO 管轄の政府刊行物につき、分類 (SuDocs 分類法) が一般的な図書等とは異なるものとして付与されてきた、という事情もある⁵⁾。しかしそれゆえに、資料管理、目録整備、直接サービスの提供といった面で FDLP 関連サービスは図書館サービス全般からみれば孤立する傾向にあった。Mason は図書館での従来の政府刊行物コレクションを「隠れたコレクション (hidden collection)」と呼びつつ、こうした「孤立化」の問題を論じている⁶⁾。

さらに寄託図書館の側では無償で資料の寄託を受けられるものの、書架等の設備、担当者の配置、さらに電子資料 (パッケージ型、ネットワーク型とも) を利用するための端末などは図書館の側で用意することが求められる。こうした負担に加え、電子政府の進展でかなりの程度の政府情報が FDLP への参加・不参加に関係なくアクセスできるようになったことにより、FDLP に参加するメリットが以前に比べて不明確になっているのが現状である。現に寄託図書館の数は 1980 年代半ばに 1400 館を超えたのをピークに、減少が続

いている⁷⁾。

近年では、米国の図書館関係者の関心は「電子政府の進展の中で、いかに政府情報を各方面の図書館サービス—レファレンス、情報リテラシー、障害者サービスなど—に取り入れるか」という点に向かっているように思われる。これを反映する動きとしては、政府刊行物・政府情報に関しては専門の部門で対処するというより、レファレンスなど各部門でサービスを展開するための情報源のひとつとして政府情報を活用する、という傾向が確認される⁸⁾。FDLP を統括する GPO が寄託図書館の運営状況について定期的に行っている調査などでも、各館において政府刊行物関連の部門と他の部門 (特にレファレンス部門) との統合が進んでいることが明らかとなっている⁹⁾。また政府刊行物を専門的に管轄する図書館員 (ドキュメント・ライブラリアン) の全米での求人数が近年は急減している、という Mack らの指摘も、こうした動向を裏付けていると言えよう¹⁰⁾。

こうした動きの一方で、GPO は電子政府の進展の中で「政府情報の保存と真正性保障」を主要な業務として掲げ、組織としての生き残りを図ろうとしている。具体的には、FDSys (Federal Digital System) という電子情報の保存と検索を保証するためのしくみの構築を進めているが、ここでは特に電子上の政府情報について「バージョン・コントロール」を行う、つまりどの時点の情報か、どこが修正されたかを明確にできる形で保存する、という特徴をアピールしている¹¹⁾。GPO はまた、政府情報の保存とアクセスを促進するために他の政府機関や大学図書館などとの協力関係の構築を進めている。こうした点の詳細については、GPO のサイト上の情報などに譲りたい¹²⁾。

公共図書館での電子政府への

3 アクセスの現状

——「価値と信頼性」の中で

米国ではこうした状況と並行して、図書館、とりわけ公共図書館において、電子政府アクセスへの需要が高まっている。ただし、FDLP があくま

で政府刊行物、あるいはその延長としての政府情報へのアクセスという枠組みをいまだ崩していないのに対し、公共図書館では電子政府によるさまざまなサービス—政府と国民・住民との双方向のやり取りも含む—、および政府の担当者との電子メールによる直接の連絡が求められる度合いが強い。さらに電子政府上のコンテンツは、政府刊行物ないしその延長としての政府情報を数的に凌駕している。このような点で、FDLPと「公共図書館での電子政府へのアクセス」は、現状では別の枠組みとして考えられている傾向が強いようである¹³⁾。

この点を知るための大きな手がかりとして、「公共図書館におけるインターネット接続の全米調査」が挙げられる。これはCharles R. McClure教授（フロリダ州立大学）、John Carlo Bertot教授（メリーランド大学）らがアメリカ図書館協会などの支援を受けて1994年より定期的実施しているものだが、2006年からは「電子政府へのアクセス」に関する調査項目が追加されている。この「全米調査」、および付随・関連した調査では以下のような点が明らかとなっている¹⁴⁾。

■連邦、州、地方を問わず、さまざまな政府機関は電子政府を介してサービスを提供する方向に向かっている。公共図書館ではこうしたサービスへのアクセスの需要が高まっている。具体的には、公的保険制度「メディケア」への申請、移民としての居住権などに関する申請、納税申告、運転免許証の登録などがある。

■また、上記のような「通常時」での需要に加え、「非常時」において公共図書館での電子政府サービスへのアクセスの需要は一層高まる。これが顕著となったのは2005年に米国東南部を「カトリーナ」などのハリケーンが襲ったことである。ここでは、連邦危機管理庁（Federal Emergency Management Agency）への援助申請など、被災地域では公共図書館でのインターネット端末こそが政府との連絡・サービスに関する唯一の窓口となった、という事例が多く確認された。McClureとJaegerは、「カトリーナなどの出来事により、電子政

府と公共図書館との結びつきは切っても切れないものになったと言えるかもしれない」と述べている¹⁵⁾。

■住民は以下のような理由で公共図書館での電子政府へのアクセスを欲している。

- ・そもそも家庭ではインターネットに接続できない。あるいは、十分な接続容量が確保できない。
- ・政府の側では主に「コスト・人員削減」を理由に電子政府でのサービスに切り替えているが、地域住民は「人を介した政府サービスの利用」を求めている。
- ・図書館においてインターネットの利用に際し秘密が守られていること、電子政府の利用に際し図書館職員の手助けが得やすいことなどにより、公共図書館でのアクセスに安心感がある。

このように、公共図書館が「電子政府へのアクセスの場」と位置づけられていることについて、JaegerとFleischmannは「公共図書館の価値と信頼性」が評価されていることの現れと捉えている。具体的には、以下の(1)~(3)の積み重ねで、電子政府へのアクセスに関する「価値と信頼性」が確立しているという¹⁶⁾。

- (1) **公共図書館の価値と信頼性**：誰に対しても平等な立場で、政府刊行物を含めて信頼性のある情報を提供する、という価値と信頼性を、もともと利用者から得ている。
- (2) **公共図書館でのインターネット・アクセス提供という価値と信頼性**：「公共図書館がインターネットにアクセスできる唯一の場」という地域は多い。また、自宅や職場でインターネットへのアクセスが可能だとしても、公共図書館では「職員からの無料の手助け」がある点でインターネット・アクセスを有効活用できる、という側面もある¹⁷⁾。
- (3) **公共図書館での「電子政府へのアクセス」に関する価値と信頼性**：(1)(2)の延長として、公共図書館は誰に対しても平等な立場で、手助けを施しつつ電子政府へのアクセスを提供している。政府機関の側でも「各種手続きは公共図書館での端末で行うように」と推奨・紹介する事

例が見られる¹⁸⁾。

4 フロリダ州調査に見る 電子政府アクセスをめぐる問題

しかし、公共図書館が「電子政府へのアクセスの場」となっている点については、もうひとつの大きな要因を見逃すことはできない。それは、電子政府サービスが単に政府のコスト・人員削減の手段としてしか見なされておらず、地域での政府サービス窓口が閉鎖されたため、そのあおりで地域住民は公共図書館でのインターネット端末に頼らざるを得ない、という傾向が強まっていることである。この点が深刻に現れている州のひとつがフロリダ州であり、フロリダ州立大学の大学院生であるGibsonとBertot, McClureらは同州の公共図書館における電子政府関連サービスの実態調査を行った¹⁹⁾。この調査は、米国の公共図書館における電子政府アクセスの実態の一端を明らかにしていると思われるので、以下にやや詳しく紹介したい。

フロリダ州は2007会計年度末(2007年9月末)で363億ドルの負債を抱えていることを背景に²⁰⁾、公共サービスの削減を進めている。特に同州の児童・家族局(Department of Children and Families)では、同局が管轄する公的扶助—フードスタンプ(食料品購入支援の制度)、低所得者・世帯向け医療保険、児童手当などの申請を電子政府上のサービスに切り替える「アクセス・フロリダ(Access Florida)」²¹⁾というしくみの導入と相まって、1999年から2007年の間に1万人近くの人員削減が行われたという。あわせて地域の児童・家族局の窓口も閉鎖され、代わりに

公共図書館における無料のインターネット端末が公的扶助申請の窓口として機能せざるを得ない、という状況にある。

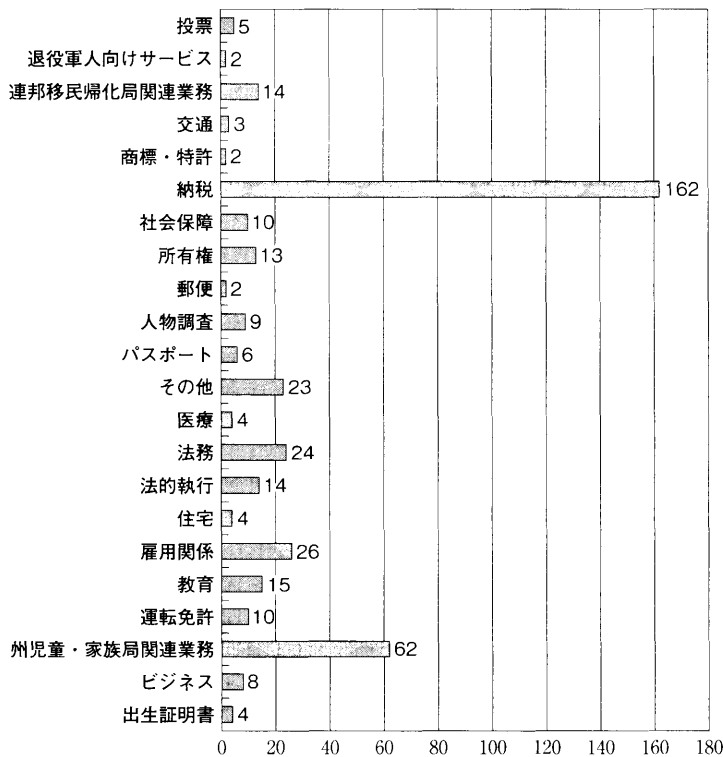
こうした状況を踏まえ、Gibsonらは同州内の公共図書館74館を対象とし、2008年3月後半の2週間のうちに、電子政府関連サービスに関する利用者調査(総数210名)やレファレンス記録の収集(総数415件)を行った。調査結果の概要は以下のとおりである。

*利用者が図書館でインターネット端末を利用する理由(複数回答あり)

「コンピュータを持っていない」(52.4%)、「インターネット接続の環境が自宅にも職場にもない」(42.4%)、「図書館ではインターネットが無料で利用できる」(40.0%)という利用者側の事情に関する回答が目立つ一方、「図書館員が情

図1 電子政府に関して利用者が求める情報の種類

(フロリダ州内公共図書館で2008年3月調査、総数=415)



出典: Gibson, Ameria N.; Bertot, John Carlo; McClure, Charles R. Emerging role of public librarians as e-Government providers. Proceedings of the 42nd Annual Hawaii International Conference on System Sciences, IEEE, 2009, p. 6.

報・情報源について手助けしてくれる」(38.1%)、「図書館員がインターネット [の操作] を手助けしてくれる」(28.6%)、「図書館員が申請書類の記入を手助けしてくれる」(20.0%)、という図書館員からの支援に期待する回答も少なくなかった。

*利用者が求める情報 (複数回答あり)

州政府の情報(32.9%)、連邦政府の情報(31.0%)、自治体(市・郡)の情報(28.1%)が上位にあり、教育情報(24.3%)、政府・大学の求人情報(24.3%)、州児童・家族局の扶助への申請(21.4%)、と続く。

*図書館での電子政府アクセスに関し利用者が困っている点 (複数回答あり)

インターネットの利用に関し手助けが必要(28%)、館内コンピュータの利用に時間の制限があり電子政府上の手続きが完了できない(24%)、といった回答が上位にある。

*利用者が求める情報の形式

申請等の書式が4割と突出しており、政府機関の連絡先、ウェブサイトなどは1割以下となっている。

*利用者が求める情報の種類

これは図1に詳しく掲げているが、3月後半の調査時期が納税申告時期と重なったこともあり、納税関連の情報への需要が圧倒的に多い。一方、前述のような事情により、州児童・家族局の関連業務(公的扶助の申請)の情報への需要も目立つ。ほか、雇用関係や法務に関する情報への需要も比較的高い。Gibsonらは、どのような情報が求められるかは政府の各種手続きが実施される時期、あるいはその締切の時期によって異なるため、本調査の結果は調査時期の影響が強い、と注意を促している。

Gibsonらは調査結果を踏まえ、以下のような課題を提示している。電子政府アクセスのための利用が公共図書館で増加するにつれ、図書館員は従来の「中立的な情報提供者」の立場から離れ、「住民の個人的な生活に関与するソーシャルワーカー」の役割を担うことを余儀なくされている。言い換えれば、図書館員は政府からの財政的支援や研修の機会を十分受けられないまま、各政府機

関にかわって政府サービスの提供を肩代わりしている。

こうした中で図書館員にとっては、社会保障番号や決済情報などの個人情報を取り扱う機会が増えていることもあり、図書館員自身の行動が法的責任に触れる度合いが大きくなる、というリスクを抱えることになる。さらにフロリダ州を含めた各地の政府の財政難により公共図書館の運営費が削減されているのに加え、このような電子政府関連の需要の増加により、公共図書館としては従来業務に関する分を削ってまで電子政府関連の業務に労力と財源を割くべきかどうか、苦しい判断を迫られている。

Gibsonらはこうした課題に対して以下のような提案を行っている。

- ・各公共図書館で電子政府に関連してどの程度までのサービスを提供するか、明確な方針を策定し、それを一般の人々にも広く知らせる。また、州においても電子政府サービスと公共図書館との関係について、州内で統一した方針を策定する。
- ・州内の公共図書館で電子政府関連業務についてコンソーシアムを結成し、業務の共同化・効率化を図る。
- ・電子政府上の情報・サービス提供に関して、州政府機関と公共図書館との協働を促進する。
- ・公共図書館の側で電子政府上の情報・サービス提供に費やしたコストを算出し、各政府機関にその分を請求できるようにしくみを整備する。
- ・電子政府関連業務に関して図書館員への研修機会を増やす。

5 その他の課題

本稿では紙幅の都合もあって詳述できないが、以下の点も「電子政府へのアクセス」をめぐる重要な課題として取り上げておきたい。

5.1 図書館での電子政府関連サービスに対応した教育プログラム

従来、米国の「ライブラリー・スクール」においてはFDLPに対応した「ドキュメント・ライブラリアン」養成のための科目を提供してきたが、こうした科目では本稿で述べたような電子政府関連サービスの提供のための課題には対処できない、との認識が生まれつつある。このような現状に対応し、メリーランド大学大学院の図書館情報学修士課程は「電子政府専修 (E-Government Concentration)」コースを開設している。ここでは、電子政府概論、情報政策、政府情報へのアクセス、電子記録の保存、などといった電子政府関連の事項を、図書館サービスと結びつけて学ぶことができるようになってきている²⁶⁾。

5.2 政府ウェブサイトの保存体制

前述のとおり、GPOと大学図書館等とのパートナーシップにより政府ウェブサイト保存の取り組みが成されているが、国立公文書館・記録管理局 (National Archives and Records Administration: NARA) もこの方面での取り組みを行っていた。具体的には、連邦政府諸機関と連邦議会のウェブサイトについて特定時点のものを保存する「スナップショット保存」の事業を2001年から行ってきたが、NARAは2008年春に一部(連邦議会、ホワイトハウス)のサイトを除いてこの事業の中止を発表した²⁷⁾。

これを受けて、米国議会図書館は「全米デジタル情報基盤・保存プログラム (National Digital Information Infrastructure and Preservation Program: NDIIPP)」の一環として、いくつかの大学、「インターネット・アーカイブ (Internet Archive)」, GPOなどと共同でブッシュ大統領任期満了時(2009年1月)の連邦政府ウェブサイトの保存に取り組むと発表した²⁸⁾。NDIIPPはまた、州政府のウェブサイト保存についても州立図書館・文書館などとの協力的な事業支援を行っている²⁹⁾。ただし政府ウェブサイトの保存をめぐっては、図書館・文書館それぞれの位置づけや、非政府組織の立場からウェブサイト保存事業

を継続している「インターネット・アーカイブ」との関係などもあり、包括的な事業体制構築、あるいは関係各機関での役割分担・連携を明確にした事業体制構築には至っていない模様である²⁶⁾。

6 おわりに

以上、本稿では「政府情報等の収集と提供」という本誌今号の小特集テーマと関連づけて、「公共図書館での政府情報・電子政府関連サービス」について米国の実情を明らかにすることを試みた。これは、日本においても政府情報について、刊行物という形態から電子政府上のものへ移行が進むと予測される中で、「公共図書館が政府情報・電子政府と対峙する際に、どのようなサービスの提供が求められるか、またどのような課題が生じうるか」に関する論点を提示したい、と考えたためである。

まとめにかえて2点述べておきたい。ひとつは政府情報アクセスの意義をどのように定めるか、という論点である。筆者の私見では、McClureらの研究グループは「住民の現在のニーズ、緊急のニーズ」を強調しすぎるきらいがあるように感じる。こうした点を決して軽視することはできないが、実際には、「住民のニーズ」、あるいは政府機関がもともと想定していた用途を超えたところで、政府情報の利用も想定される。例えば、過去の政府の活動や社会的事象の検証、といった観点での利用である。こうした観点も含めて、政府情報の保存および永続的利用の保証をめぐる制度構築、および図書館・文書館などの関与が求められるのではないだろうか。

もうひとつは政策的な働きかけの重要性である。これはMcClureらの研究グループも強調している点であるが、電子政府をめぐって公共図書館に支援のないまま業務が「押しつけられている」現状に対し、図書館の側から電子政府利用の現状、それにまつわる人員面・財源面での困難、およびGibsonらが示したような解決策を、行政および立法の関係者に向けて提示することが求められている²⁷⁾。

なお、米国では議会議員、政府各機関、そして

国民・住民のいずれにおいても、自ら必要とする範囲でのみ情報を収集・利用・提供しており、それゆえ関心が断片化しがちで包括的な情報政策、および政府情報政策の形成につながりにくい、との指摘がある²⁸⁾——これは日本ほか各国にも当てはまる課題であろう。この点を踏まえると図書館界は情報の利用状況を直接把握できる立場から、政府情報を含めた情報政策の形成を主導する役割を担うものと筆者は考える。

謝辞

本稿は、平成21年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)「図書館・文書館等における政府情報の保存・アクセスをめぐる比較制度的研究」(課題番号21700272, 研究代表者:古賀崇)による成果の一部である。また、執筆にあたり関西アメリカンセンター・レファレンス資料室のご助力を得ることができた。記してお礼申し上げます。

<注・参考文献>

- 1) 特に司書資格科目のためのテキストブックのうち、『図書館資料論』で政府刊行物について論じる際に顕著である。下記なども参照。
根本彰。“図書館の思想：国立国会図書館と政府情報へのアクセス”，明日の図書館情報学を拓く：アーカイブズと図書館経営。高山正也先生退職記念論文集刊行会編。樹村房，2007，p. 90-110。
古賀崇。アメリカ連邦政府刊行物寄託図書館制度の電子化への過程とその背景。日本図書館情報学会誌。Vol. 46, No. 3, 2001, p. 111-127。
- 2) 古賀崇。“第1章3.6 米国における政府情報アクセスに関する動向：連邦政府刊行物寄託図書館制度を中心に”。米国の図書館事情2007：2006年度国立国会図書館調査研究報告書。国立国会図書館編。国立国会図書館，2008，p. 200-204。(図書館研究シリーズ No. 40)。
- 3) 古賀崇。“アメリカの公共図書館における政府情報アクセス：電子政府の進展の中での現状と課題”。変革の時代の公共図書館：そのあり方と展望。日本図書館情報学会研究委員会編。勉誠出版，2008，p. 175-181。(シリーズ図書館情報学のフロンティア，No. 8)。
- 4) 古賀，前掲3)，p. 179。
- 5) SuDocsとは、GPOの中でFDLP運営や政府刊行物販売の部門を管轄している政府刊行物監督官(Superintendent of Documents)の略称。SuDocs分類法はFDLPのしくみが整備された1895年～1903年にかけて構築され、当時の連邦政府の組織体制に基づいてアルファベットと数字・記号を用いて構成されているが、その他の一般的な分類法(デュエイ十進分類法、米国議会図書館分類法)との共通点はない。概要は下記などを参照。
Morehead, Joe. *Introduction to United States Government Information Sources*. 6th ed., Libraries Unlimited, 1999, p. 35-41。
また SuDocs 分類法の全体像については下記を参照。
U.S. GPO. *GPO Classification Manual*. Revised January 1993. GPO, 2003. http://www.access.gpo.gov/su_docs/fdlp/pubs/classman/index.html, (accessed 2009-07-31)。
- 6) Mason, Marianne. “Providing access to electronic government information to diverse populations.” *Managing Electronic Government Information in Libraries: Issues and Practices*. Morrison, Andrea M. ed. American Library Association, 2008, p. 44-59。
- 7) Griffin, Luke A; Ahrens, Aric G. Easy access, early exit? the Internet and the FDLP. *DITP: A Quarterly Journal of Government Information Practice and Perspective*. Vol. 32, No. 3, 2004, p.38-41。
Lev, Yvonne T., et al. Making the decision to relinquish US Document Depository status. *Portal: Libraries and the Academy*. Vol. 2, No. 2, 2002, p. 413-422。
- 8) こうした最近の動向はMorrison, 前掲6)にまとめられている。
- 9) U.S. GPO. FDLP Desktop. “Biennial Survey 2007.” http://www.fdlp.gov/home/repository/cat_view/72-about-the-fdlp/84-biennial-survey/85-2007, (accessed 2009-07-31)。
実際の「統合例」を示すものとして下記も参照。
Kendall, Susan L.; Sisson, Lorene R. Merged reference desks in a merged library environment. The impact of merging governmental publications *Public Services Quarterly*. Vol. 2, No. 2, 2006, p. 47-67。
- 10) Mack, Thura; Prescod, Janette. Where have all the government documents librarians gone?: Moving beyond collections to information literacy. *Reference Services Review*. Vol. 37, No. 1, 2009, p. 99-111。
- 11) U.S. GPO. FDSys. <http://www.gpo.gov/fdsys/search/home.action>, (accessed 2009-07-31)。
- 12) U.S. GPO. FDLP Desktop. “Partnerships.” <http://www.fdlp.gov/outreach/partnerships>, (accessed 2009-07-31)。
この点を含め、FDLPの包括的な情報は下記にまとめられている。
U.S. GPO. FDLP Desktop. <http://www.fdlp.gov/>, (accessed 2009-07-31)。
また、FDLP・GPOの近年の動向をまとめた著作の例として、Morrison, 前掲6)のほか、下記も参照。
Kumar, Suhasini L. ed. *The Changing Face of Government Information: Providing Access in the Twenty-First Century*. Haworth Information, 2006, 361p。
Quinn, Aimée C.; Farrell, Maggie. eds. Special issue: Digital government information and libraries: Shifting

- paradigms or predictable partnerships. *Government Information Quarterly*. Vol. 25, No. 1, 2008, p. 3-89.
- 13) FDLP やその枠内での政府刊行物・政府情報と、電子政府との関係を論じた例として、下記を参照。
Bertot, John Carlo, et al. Reconciling government documents and e-government: government information in policy, librarianship, and education. *Government Information Quarterly*. Vol. 26, No. 3, 2009, p. 433-436.
- 14) 「全米調査」については下記ページから各年度の報告書のダウンロードが可能。
Information Use & Policy Institute, Florida State University. "Public Libraries & the Internet: Reports." http://www.iif.su.edu/plinternet_reports.cfm, (accessed 2009-07-31).
また、下記著作もこの調査を踏まえてまとめられている。
McClure, Charles R.; Jaeger, Paul T. *Public Libraries and Internet Service Roles: Measuring and Maximizing Internet Services*. American Library Association, 2009, 112p.
- 15) McClure & Jaeger, 前掲 14), p. 39.
- 16) Jaeger, Paul T.; Fleischmann, Kenneth R. Public libraries, values, trust, and E-government. *Information Technology and Libraries*. Vol. 26, No. 4, 2007, p. 34-43.
なお、McClure & Jaeger, 前掲 14), p. 44-48, et passim. にも同様の記述がある。
- 17) もっとも、公共図書館の利用や、そこでのインターネット・アクセスに関しては、フィルタリング強制や愛国者法による利用記録収集など、政府の政策が「公共図書館の価値と信頼性」に悪影響を及ぼしかねない、と McClure・Jaeger は指摘している。McClure & Jaeger, 前掲 14), p. 76-82.
- 18) "Appendix A: Representative References to Public Libraries in Selected Florida and Federal Documents". McClure, Charles R., et al. *E-Government and Public Libraries: Current Status, Meeting Report, Findings, and Next Steps*. Florida State University, 2007, p. 36-38. http://www.iif.su.edu/announcements/e-gov2006/egov_report.pdf, (accessed 2009-07-31).
- 19) Gibson, Amelia N.; Bertot, John Carlo; McClure, Charles R. Emerging role of public librarians as e-Government providers. *Proceedings of the 42nd Annual Hawaii International Conference on System Sciences*, IEEE, 2009, 10p. 下記もあわせて参照。
Gibson, Amelia N., et al. *Florida Public Libraries and E-government: Services, Issues, and Recommendations*. Florida State University, 2008, 20p. http://www.iif.su.edu/documents/reports/FL_Egov_2008Report.pdf, (accessed 2009-07-31).
- 20) 以下のデータによる。U.S. Census Bureau. "2007 State Government Finance Data." <http://www.census.gov/govs/www/state07.html>, (accessed 2009-07-31).
- 21) Florida Department of Children and Families. "Access Florida." <http://www.dcf.state.fl.us/ess/>, (accessed 2009-07-31).
- 22) College of Information Studies, University of Maryland. "E-Government Concentration." <http://ischool.umd.edu/programs/egov.shtml>, (accessed 2009-07-31).
フロリダ州立大学で McClure とともに調査・研究を行ってきた Bertot, Jaeger は現在はここを拠点としている。この専修コースについては下記なども参照。
Jaeger, Paul T. Building e-government into the library and information science curriculum: the future of government information and services. *Journal of Education for Library and Information Science*. Vol. 49, No. 3, 2008, p. 167-179.
- 23) 国立国会図書館. カレントアウェアネス・ポータル. "NARA, 連邦政府各省庁のウェブサイト記録作成を中止." (カレントアウェアネス-E E779) 2008年5月14日. <http://current.ndl.go.jp/e779>, (参照 2009-07-31).
- 24) 国立国会図書館. カレントアウェアネス・ポータル. "LC, Internet Archive 等が協同でブッシュ大統領任期満了時の政府系ウェブサイトの収集・保存を発表." 2008年8月18日. <http://current.ndl.go.jp/node/8605>, (参照 2009-07-31).
- 25) U.S. Library of Congress. Digital Preservation. "Partners: Preserving State Government Information." <http://www.digitalpreservation.gov/partners/states.html>, (accessed 2009-07-31).
- 26) 以上の論点については下記を参照。
松崎裕子. 政府ウェブサイトコンテンツのアーカイブ的保存: 日米比較. 記録管理学会 2009年研究大会予稿集. 2009, p. 17-22.
- 27) こうした「政策的な働きかけ」の必要性は、とりわけ下記で国際的課題として強調されている。
Jaeger, Paul T. "Public libraries and local e-government." *Handbook of Research on Strategies for Local E-Government Adoption and Implementation: Comparative Studies*. Reddick, Christopher G., ed. IGI Global, 2009, p. 647-660.
- 28) Sudduth, William. "Federal government information policy and the electronic Federal Depository Library." Morrison, 前掲 6), p. 3.

(2009.7.31 受理)